



保留地販売のご案内

津嘉山北土地区画整理事業地区内

南風原町では、「一般競争入札」により保留地を販売します。

① 保留地の概要・位置

販売画地数・・・2画地

区画下水道課(4階) ☎889-2508

保留地番号	保留地の表示 街区 画地	地積 ㎡ 坪(約)	㎡単価(円)	販売予定価格(円) (入札最低価格)	用途地域	地区計画
①	96 13-1	159.04 48.19	145,000	23,060,800	第一種低層住居専用地域	住宅地区
②	98 4	156.04 47.28	141,000	22,001,640	第一種低層住居専用地域	住宅地区

※入札参加者が、1人の場合は入札を中止します。

※用途地域及び地区計画の内容については、まちづくり振興課(☎889-4412)へご確認ください。

② 入札参加申込資格

個人・法人が申込みできます。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、申込みできません。

- (1) 未成年者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 同地区で過去10年間に保留地(過小宅地対策の保留地を除く。)を買い受けた者
- (3) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定により、不動産の売買、交換または賃貸などを業とする者
- (4) 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- (5) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るため談合した者

③ 入札参加申込みの受付期間及び場所

期 間：令和7年7月1日(火)～令和7年7月25日(金)
(土、日、祝祭日は除く)

時 間：9:00～17:00(12:00～13:00は除く)

場 所：区画下水道課(4階)

④ 申込みに必要な書類

- 個人の場合
- ①競争入札参加申込書(様式第1号)
 - ②住民票謄本(世帯全員) 本籍地および続柄記載
 - ③印鑑登録証明書
 - ④身分証明書(本籍地の市町村で発行される証明書)
※運転免許証などではありませんのでご注意ください。

- 法人の場合
- ①競争入札参加申込書(様式第1号)
 - ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ③印鑑証明書
 - ④納税証明書(市町村発行)
 - ⑤役員名簿

⑦ 注意事項

- (1) 入札参加申込みは、**1世帯(1法人)につき、1画地のみ**となります。
- (2) 保留地は現況のままです。事前に周辺状況・電柱など現地の状況を十分確認の上で、申込みをしてください。
- (3) 申込者以外の方が、保留地売買契約者となることはできません。
- (4) 保留地は、土地区画整理事業で新たに生み出された土地のため、区画整理事業が完了(換地処分)するまでの間は、法務局に登録簿はありませんので、所有権移転登記や抵当権設定登記などはできません。
- (5) 金融機関からの融資をご検討されている方は、申込み段階から事前に金融機関と相談のうえ申込みをしてください。
- (6) その他詳細については、町のホームページまたは区画下水道課窓口で配布している資料を必ずご確認ください。



⑤ 入札及び開札の日時・場所

日 時：令和7年8月22日(金)

場 所：南風原町役場 ※詳しくは入札参加決定通知書をご確認ください。

⑥ 入札保証金

- (1) 入札参加決定通知書を受けた者は、入札当日に会場受付にて入札保証金10万円を納付して頂きます。
- (2) 入札保証金は、開札終了後に落札者以外は、還付いたします。
- (3) 契約を締結しない落札者の入札保証金は、施行者(南風原町)に帰属します。

申込書・入札案内書などは、町ホームページからダウンロードできるほか、区画下水道課の窓口で配布します。



住宅リフォーム補助制度募集のお知らせ ☎まちづくり振興課 ☎889-4412

町民が、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム(バリアフリー改修工事、省エネ工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事)を行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助するものです。

【料金】補助額：対象工事の20% 最高限度額：20万円

【対象】対象となる工事・対象となる住宅・申請できる方別添記載

【申込方法】まちづくり振興課に申込書を提出

【申込期間】6月25日(水)～10月31日(金)

申請できる方

- ①町内にお住まいの方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税などの滞納のない方

対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で以下のもの
- 自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事 ※新規
- ③令和8年2月16日(月)までに工事が完了し、かつ工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの

工事を行う業者について

町内に本社または営業所のある事業所(町内個人事業者も含みます。)

補助額

★対象工事の20% ★最高限度額20万円

- 例① 対象工事費：40万円
40万円×0.2(20%)=8万円 助成額：8万円
- 例② 対象工事費：120万円 ※助成額の最高限度額は20万円
120万円×0.2(20%)=24万円

ミカンコミバエ侵入防止へのご理解とご協力を

☎ 沖縄県病害虫防除技術センター ☎886-3880
産業振興課 農政班 ☎889-4163

沖縄県では、果菜・果実(マンゴ、グアバ、トマト、ピーマン)などに甚大な被害を与える害虫ミカンコミバエを1986年に根絶しました。しかし、東南アジアなどの発生地からミカンコミバエが侵入し、再発生する危険性があることから、誘殺板を設置することで侵入防止に努めています。写真に写っている板はミカンコミバエを誘引するための誘殺板(テックス板)です。誘殺板にはミカンコミバエのオス成虫を誘引する物質と少量の殺虫剤がしみ込ませてあり、オス成虫が誘殺されます。誘殺板は住宅地域の庭木や街路樹に吊り下げて、毎年4月～12月の期間で年4回設置しています。(口に入れなければ人体に害はありませんが、落ちていたのを発見した場合、必ず役場担当までご連絡ください。)住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



カンキツグリーンング病 持込み診断のご案内

☎ 沖縄県病害虫防除技術センター ☎886-3880
産業振興課 農政班 ☎889-4163

沖縄県ではカンキツグリーンング病まん延防止のため、持ち込み診断を実施しています(無料)。

カンキツグリーンング病とは?

世界的に重要なかんきつ系の病害。感染すると数年後に枯れる。

病気の広まり方 ミカンキジラミという虫、病気の木からの取り木・接ぎ木

病気の治療方法 ない!病気の木は感染源となるので速やかに伐採処分する。

サンプルの採取方法 樹の4方向から症状のある葉を含む枝を1本ずつ、計4本採取し、1つの袋に入れる。

持ち込み診断の依頼やお問い合わせは上記にお願いします。

自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

てるまさリースバック
売っても住むぞ

軍用地等の不動産も
直接買い取ります!

8
つ
の
特
徴

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| その①
お支払いは
最短5営業日です | その②
売却後もそのまま
住めます | その③
仲介手数料は
かかりません | その④
資金の使いみちは
自由です |
| その⑤
住宅ローンが残って
いても相談可能 | その⑥
年齢や同居人の
制約はありません | その⑦
固定資産税などが
不要です | その⑧
相続対策になります |

査定無料! ご連絡はコチラ >>> てるまさリース TEL.098-943-4355

平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

沖縄皮膚科医院

一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科

10:00-14:00
受付時間 9:45-13:30
16:00-19:30
受付時間 15:45-19:00

月 火 水 木 金 土 日
● ● ● ● ● ● ●



okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU